

平成25年広島県議会9月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

平成25年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

平成25年10月2日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 臨時に代理した理由

平成25年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

広島県子ども・子育て審議会条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～10

3 臨時代理年月日

平成25年9月17日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

広島県子ども・子育て審議会（附属機関）の概要

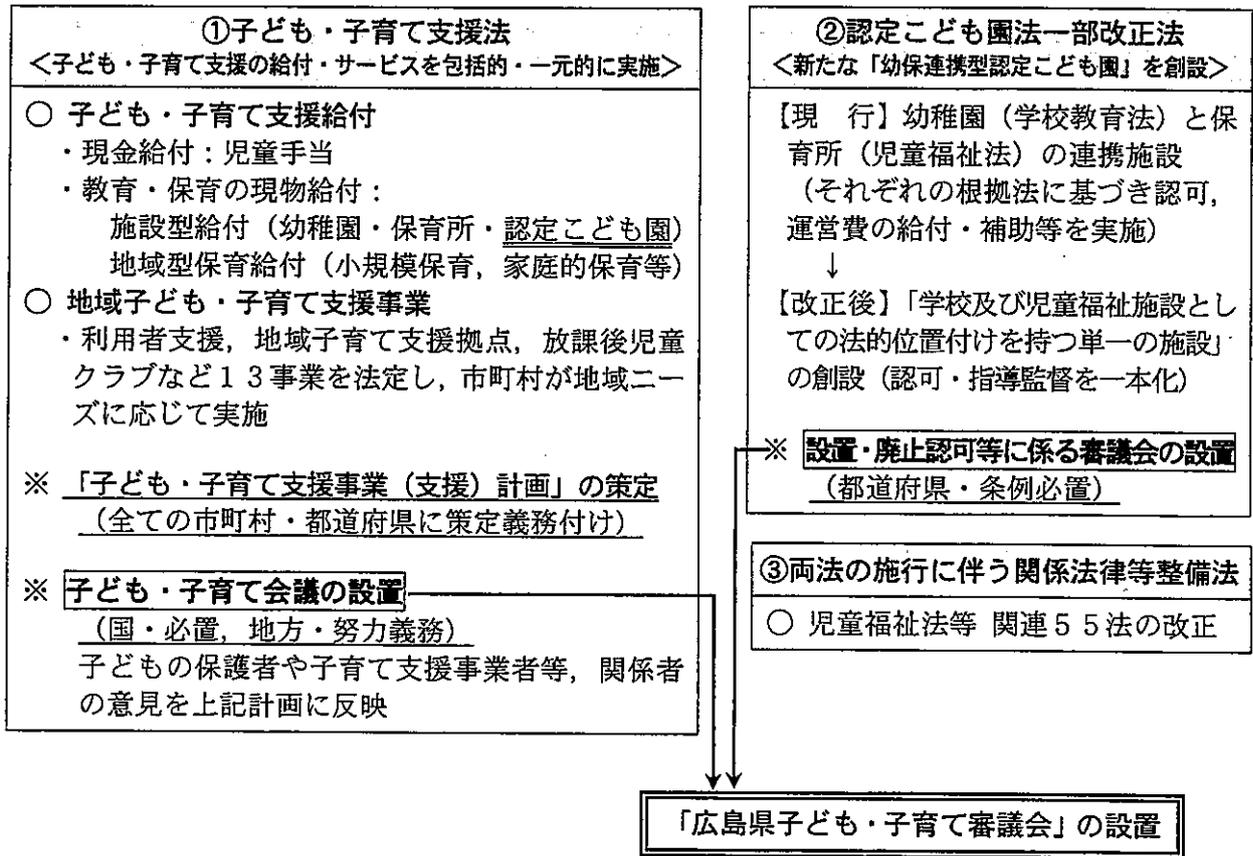
1 設置理由

「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に必要な調査審議、並びに法改正による新たな「幼保連携型認定こども園」の設置・廃止認可等に係る審議会として「広島県子ども・子育て審議会」を設置する。

2 背景等

- 社会保障・税一体改革の一環として平成24年8月に子ども・子育て関連3法*が成立
- 消費税率引上げ（10%）に伴い全面施行の予定（最短で平成27年4月施行）
- 平成25年4月に国の「子ども・子育て会議」が設置され、子ども・子育て支援新制度の制度設計に係る基本指針、給付制度に係る公定価格、各種基準等を検討中

※ 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進



3 広島県子ども・子育て審議会の概要

(1) 審議事項

- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定・変更に係る意見
- ・自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る必要事項及び実施状況の調査審議
- ・新たな「幼保連携型認定こども園」の設置・廃止認可等に係る意見

(2) 委員構成

子どもの保護者，子育て支援事業当事者（幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育，子育て支援事業者，社会的養護，障害児，地域福祉，青少年育成等），市町村長，事業主代表，労働者代表，学識経験者（医療，保健，教育，児童福祉，担い手育成，法律等）

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

- ・ 子ども・子育て支援法に基づき、全都道府県が必ず策定
- ・ 同法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げを基とし、広域自治体として調整

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項（5年更新）】

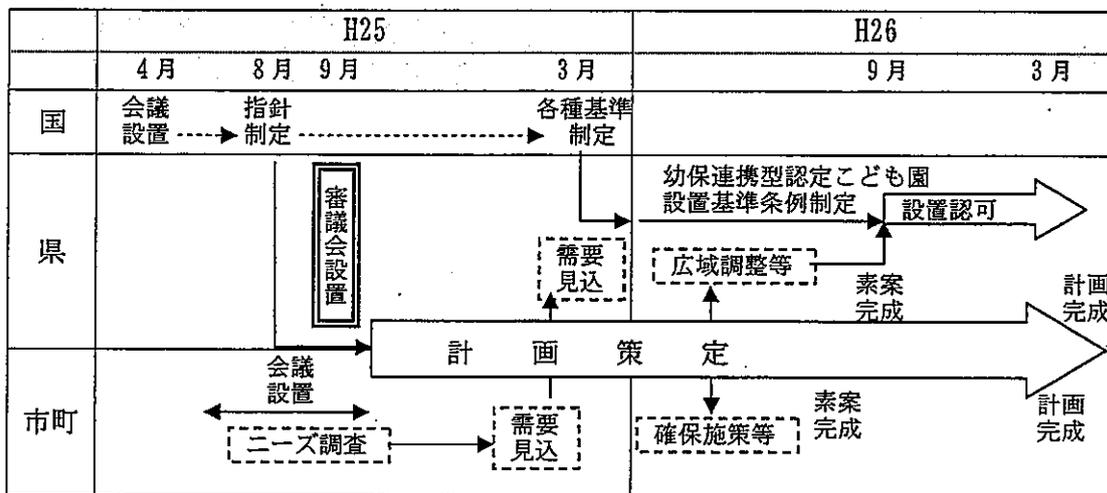
（必須記載事項）

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 市町が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

- 市町の業務に関する広域調整
- 特定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

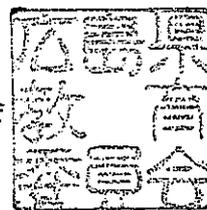
5 スケジュール



平成 25 年 9 月 17 日

広島県知事様
(こども家庭課)

広島県教育委員会



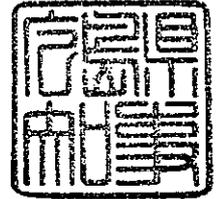
広島県子ども・子育て審議会条例の制定について (回答)

平成 25 年 9 月 13 日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

平成 25 年 9 月 13 日

広島県教育委員会教育長 様

広島県知事
(こども家庭課)



広島県子ども・子育て審議会条例の制定について (照会)

別紙のとおり，広島県子ども・子育て審議会条例を制定することについて，
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条
の規定により，貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

広島県子ども・子育て審議会条例案を次のように提出する。

平成二十五年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県子ども・子育て審議会条例案

広島県子ども・子育て審議会条例

(趣旨)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者その他優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第六条 審議会の会議（次項及び第三項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条の規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第六条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初の審議会の会議は、知事が招集する。
- 3 この条例の施行の日から法の施行の日の前日までの間においては、第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定により、同法の施行の日前において設置することができる。同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定による審議会その他の合議制の機関として」とする。

(提案理由)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等に関する事項について調査審議する合議制の機関として、広島県子ども・子育て審議会を設置するため、この条例案を提出する。

広島県子ども・子育て審議会条例

(こども家庭課)

一 制定の理由

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等に関する事項について調査審議する合議制の機関として、広島県子ども・子育て審議会を設置する。

二 条例の内容

1 組織

(一) 委員の定数 二十五人以内

(二) 委員の任命 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者その他優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(三) 委員の任期 二年

2 会長

会長の選任方法及び職務を定める。

3 専門委員

審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 会議

会議の招集など審議会の運営について定める。

5 部会

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 その他

その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

三 施行期日

公布の日

四 根拠法令

1 子ども・子育て支援法

第七十七条

③ 前三項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

④ 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議

会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

⑤ 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。